

学校いじめ防止基本方針

野田市立柳沢小学校

1 基本計画

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 県の基本計画（第3期千葉県教育振興基本計画より）

◎基本目標1 ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる
〈施策2〉道徳性を高める心の教育の推進

(2) 安心して学べる環境を実現するいじめ防止対策等の推進

- ・いじめの早期発見、早期対応のため、組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に努め、児童生徒たちの自己肯定感を育み、将来の社会自立に向けた取り組みをする。

(3) いじめ防止対策の基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめは、「どの学校、どの学級でも起こりうるものである」「いじめ問題にまったく無関係で済む児童生徒はいない」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、ここに「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(4) いじめの禁止

すべての児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。そのために、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめに関する理解を深めなければならない。

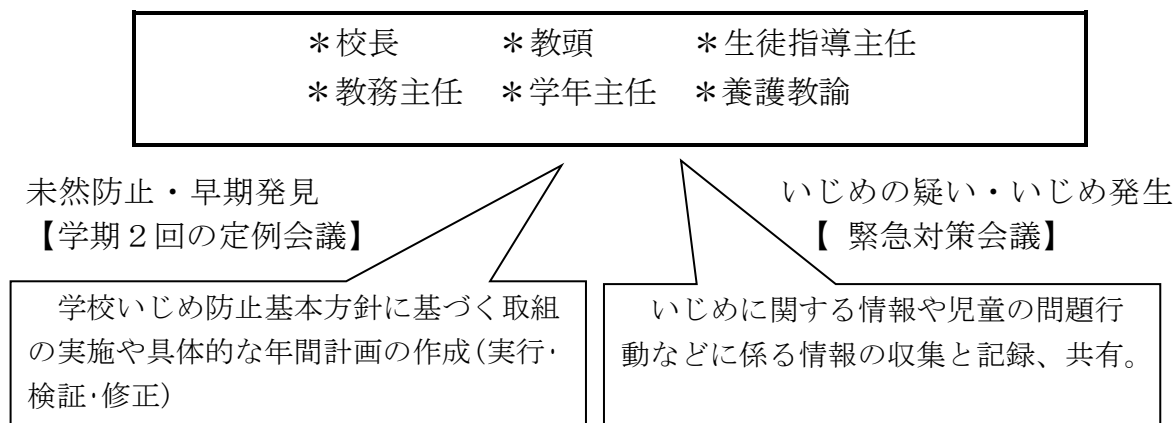
(5) 学校及び教職員の責務

いじめの問題への対応は、本校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校として組織的に対応することが必要である。また、保護者及び関係機関との連携を図ることが必要である。

いじめを背景として、教育を受ける権利の侵害や児童の生命や心身に重大な危険が生じる事のないよう未然防止に向け、取り組まなければならない。また、いじめを発見した際は適切かつ迅速にこれに対処するとともに、全力でいじめられている児童を守らねばならない。

2 組織

いじめ防止対策委員会



3 いじめの未然防止について

- (1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。
- (2) いじめに向かわない一人ひとりの児童を育てる。
- (3) 一人一人を大切にし、生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する。
- (4) 道徳教育、人権教育、いのちを大切にするキャンペーン等を計画的に実施する。
- (5) 長期休業前には「SOSの出し方」の授業を行う。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめの指導をする。メディアリテラシー(情報ネットモラル)に関する教職員研修、及び児童・保護者を対象とした講演会等を実施する。
- (7) 児童の自発的な活動を支援する。あおいそら運動、あいさつ運動、たてわり活動など。
- (8) その他(教職員の配慮事項)
 - ①学級担任
 - ・日常的な活動により、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学級全体で共有し、いじめをさせない。
 - ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
 - ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめの助長となってしまうため、傍観者ではなく、いじめを抑止する仲裁者という立場を絶対を守る。
 - ②養護教諭
 - ・保健指導や保健委員会の活動を通して命の大切さを取り上げる。
 - ③生徒指導主任
 - ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
 - ・日頃から関係機関等との情報交換や連携に取り組む。

④校長・教頭

- ・全校集会等でいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・児童自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

4 いじめの早期発見について

(1) 全校児童を対象とした「いじめ実態調査」を年2回実施する。

- ① 第1回「いじめ実態調査」実施（6月） 「いじめ実態調査」の追跡調査（9月）
継続支援状況の確認（通年）
- ② 第2回「いじめ実態調査」実施（11月） 「いじめ実態調査」の追跡調査（1月）
継続支援状況の確認（通年）

(2) 教育相談期間を実施する。

- ① 全校児童対象の「いじめ実態調査」前、年2回実施。
第1回教育相談（6月） 第2回教育相談（11月）
- ② 児童同士の関係を把握し、良好な関係に修復してから、長期休業を迎えられるようにする。

(3) 家庭、地域との連携し、情報の共有化を図る。

- ① 家庭との連携
学校基本方針等について、保護者に周知する。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。また、学校だより等で日々の生活の中で気にかかる様子が見られた時は、速やかに学校に相談するよう促す。
相談箱の周知も行う。
- ② 情報の共有・提供
学校だより、ホームページ、PTA広報等を積極的に活用する。
- ③ PTAとの連携
PTAの常任委員会や地域の子ども健全育成連絡協議会等に参加して情報を共有する機会を設ける。

(4) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

(5) その他（教職員の配慮事項）

- ① 学級担任
 - ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - ・休み時間・給食中・放課後等の児童との雑談や活動を共にする中で、交友関係や悩みを把握する。

- ・ 個人面談等の機会を活用し、教育相談を行う。
- ② 養護教諭
 - ・ 保健室を利用する児童が相談しやすい雰囲気を作るとともに雑談の中で、いつもと何か違うと感じたときは、悩みを聞く。
 - ・ 相談箱に相談の依頼があった時は、速やかに管理職に報告するとともに、相談者の悩みを聞くように心がける。相談箱の管理を行う。
- ③ 生徒指導主任
 - ・ 定期的なアンケート調査や教育相談、生徒指導部会等の実施を計画的に行う。
 - ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。
- ④ 校長・教頭
 - ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ・ 学校における教育相談が児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

5 いじめの相談・通報の体制について

(1) 日常的に児童及び保護者との教育相談を進める。相談体制を整備して、教育相談の充実を図る。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 校内相談体制の整備 | ② 教育相談期間を設置する。 |
| ③ 相談室・個別対応教室の整備 | ④ 保護者自由参観及び相談の日常化 |
| ⑤ 21世紀の広場に教育相談箱の設置 | |

(2) 学校の相談窓口、野田市の「ひばり教育相談」を含めた県内の相談窓口について周知する。

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| ① 学校の相談窓口担当者（養護教諭・教頭）、相談箱（21世紀の広場） | |
| ② ひばり教育相談 | TEL 04(7125)8088 |
| ③ 学校・野田市以外の主な相談窓口 | |
| ・ 24時間子供 SOS ダイヤル | TEL 0120(0)78310 |
| ・ 県子どもと親のサポートセンター | TEL 0120(415)446 |
| ・ 千葉いのちの電話 | TEL 043(227)3900 |
| ・ 子供の人権110番 | TEL 0120(007)110 |
| ・ ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター) | |
| (非行・犯罪被害などに関すること) | TEL 0120(783)497 |
| ・ 地域の児童相談所（柏児童相談所） | TEL 04-7131-7175 |

(3) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

ひばり教育相談員、スクールカウンセラーの学校派遣を依頼し、協力・助言を得る。

6 いじめの早期対応について

※いじめ防止対策推進法 第23条（いじめに対する措置）を基本とし以下のように対応する。

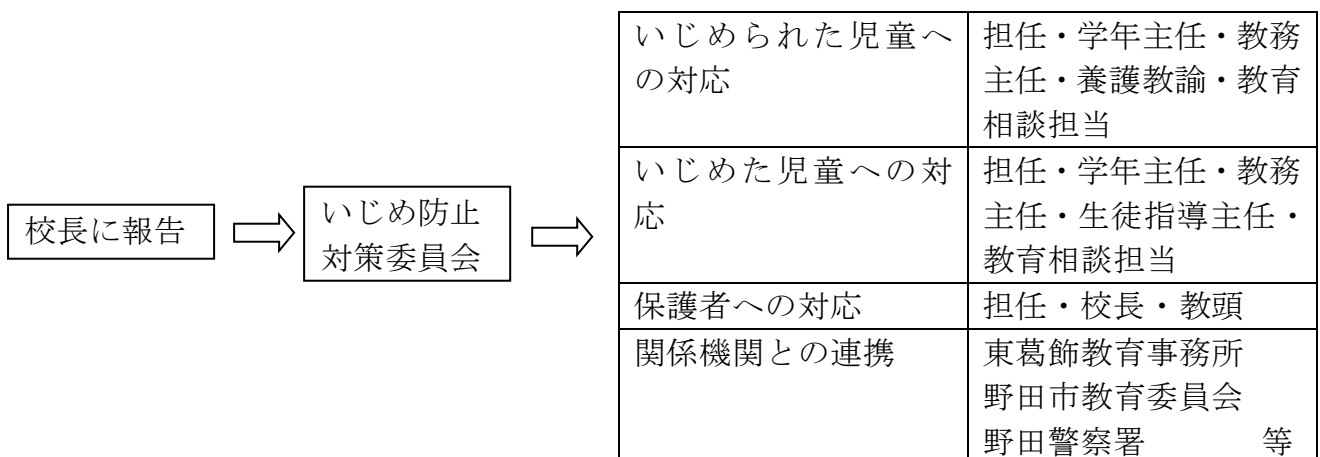
（1）情報を収集する。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）
- ② 児童や保護者から「いじめではないか」との相談があった場合には、傾聴する。
- ③ 発見・相談、訴えがあった場合は、まず被害児童の支援を考え、速やかに関係児童から聞き取るなどして、当該いじめについて事実確認を行う。
- ④ その際、聞き取りの場所、時間等については発達段階に応じて慎重な配慮を行う。
- ⑤ いじめた児童が複数いる場合は、聞き取りの方法は原則的には、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑥ 教職員、他の児童、保護者等から必要に応じて事実確認を行う。
- ⑦ 得られた情報は記録に残す。
- ⑧ いじめの全体像を把握するよう努める。

（2）支援・指導体制を整える。（事案に応じた組織編成）

- ① 正確な事実確認に基づき、支援・指導体制を組み方を決定する。 学級担任等、養護教諭、生徒指導主任等で役割を分担する。
 - ・いじめられた児童といじめた児童への対応及びその保護者へ。
 - ・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等。
- ② ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察・児童相談所・市教育委員会に通報し、連携をはかり適切な対応を求める。
- ④ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え「組織」でより適切に対応する。

◎手順



7 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。(自殺の企図、重大な傷害、金品の重大な被害、精神性の疾患等)
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

(2) 重大事態の対処

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会へ速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤調査結果を、教育委員会に報告する。

(3) その後の対応

- ①複数職員での見守りの継続。
- ②スクールサポーターを配置し、適切な対応をする。

8 いじめの指導について

※いじめの加害者、被害者を断定せず、常に状況の把握に努める

※随時指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(1) 児童への指導・支援

- ① いじめられた児童に対応する教員
 - ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
 - ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の住民)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
 - ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② いじめた児童に対応する教員
 - ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導する。出席停止制度を活用して、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
 - ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、児童相談所・警察署等とも連携して対応する。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
 - ・不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに

向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

③ 学級の児童への指導・支援

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる 勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

④ 組織

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童家庭課、児童相談所、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(2) 保護者と連携を図る。(学級担任を含む複数の教員)

- ①つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童の家庭訪問を行う。
家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応。)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ②いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

9 いじめの解消について

(1) 解消の条件

いじめは単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに関わる行為がやんでいること

いじめを受けた児童に対する心理的・物理的な影響を与える行為が少なくとも3カ月継続してやんでいる状態であること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童やその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

(2) その他

(1)の条件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、解消した状態になっても、再発する可能性があることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

10 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針について

①いじめ防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。

(2) いじめについての取り組みについて

①学校評価を活用し、いじめ対策の取り組みについて、児童、教職員、保護者からの意見等を集約する。

②学校評価の評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。

③学校評価の評価結果を公開し、児童、保護者、地域へ周知する。

11 学校いじめ防止基本方針 年間指導計画

	市教育委員会及び施策等に係る事項	学校行事(会議・研修等)	児童の活動
4月	○いのちを大切に作るキャンペーン(～夏季休業前) ○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○野田市スクールサポートカウンセラー配置 ○野田市新規採用教職員研修会	職員会議：基本方針の見直しと確認 生徒指導部会	あいさつ運動
5月	○野教研生徒指導部会	生徒指導部会	あいさつ運動 「SOSの出し方」の授業
6月	○学校警察連絡協議会(小・中) ○第1回保護司学校連絡会 ○第1回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」	いじめ実態調査 生徒指導部会 教育相談	あいさつ運動
7月	○学校警察連絡協議会(小・中・高) ○「夏季休業における児童生徒の指導」 ○野田市教育相談研修会 ○学校人権教育指導者養成講座 ○教育相談連絡会(スクールカウンセラー研修会)	生徒指導部会 保護者面談	あいさつ運動 「社会を明るくする運動」作文募集
8月		職員研修：いじめの理解	あおいそら運動 実践作文東部支部標語募集
9月	○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問(聞き取り)	生徒指導部会	あいさつ運動
10月	○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問(聞き取り)	生徒指導部会	あいさつ運動
11月	○第2回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」	いじめ実態調査 生徒指導部会 教育相談 人権週間の取り組み	あいさつ運動 人権週間の取り組み
12月	○学校警察連絡協議会(小・中・高) ○「冬季休業における児童生徒の指導」 ○教育相談連絡会(スクールカウンセラー研修会)	保護者面談 生徒指導部会 職員研修：いじめへの対応	あいさつ運動 人権週間の取り組み

1 月	○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）	生徒指導部会	あいさつ運動
2 月	○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り） ○第2回保護司学校連絡会	生徒指導部会	あいさつ運動
3 月	○生徒指導主任連絡会（小・中） ○「卒業期及び学年末学年始児童生徒の指導」 ○「いじめ実態調査」最終報告（聞き取り）	生徒指導部会	あいさつ運動